



特許技監  
嶋野 邦彦

新年明けましておめでとうございます。2019年の年頭にあたり、ご挨拶申し上げます。

現在、研究開発や企業活動のグローバル化が拡大するとともに、第四次産業革命と呼ばれる技術革新が急速に進んでいます。このような状況の中で我が国の持続的な経済成長を知的財産の側面から後押しするため、特許庁は様々な施策に取り組んでいます。

我が国の企業が国内外で円滑にビジネスを展開するためには、ビジネスの基盤となる知的財産権を早期にしかも覆ることのない安定した内容で取得することが重要です。特許庁は、ユーザーの協力の下、2014年3月に、一次審査期間を11ヶ月にするという特許審査の迅速化の目標を達成しました。その後、2023年に向けた10年間の目標として世界最速・最高品質の特許審査の実現を掲げ、業務を進めています。今、前半の5年間で終わろうとしています。この間、審査のスピードを保ちつつ、品質を維持・向上させるための様々な取組を行いました。審査官が同僚や上司と協議を行った上で審査を進める機会を増やしたり、品

質管理体制を強化しました。また、内外のユーザーに評価調査をしていただくとともに、外部の委員による審査品質管理小委員会によって品質管理体制の評価と改善に向けた提言を頂いています。ユーザーとの関係についても、面接審査や事業戦略対応まとめ審査を推進するなど、よりユーザーのニーズに寄り添う形で審査を進めるよう努めています。幸いにも、特許審査の品質全般に対するユーザーからの評価は着実に向上していますが、今後も審査の一層の適正化に努めます。

知財に係る紛争もグローバル化する中、紛争解決を担う審判の国際連携も重要です。昨年10月には、初となる日米欧三極審判会合を開催し、将来に向けた協力を議論しました。同時期に裁判所等とともに開催した「国際知財司法シンポジウム2018」では、日米欧の審判制度を利用する際の留意点について、仮想事例を用いて示しました。今年は、中韓・ASEAN各国に加えインドからも実務者を招いてシンポジウムを開催するなど、審判及び知的財産司法分野の国際連携を図っていきます。

新たな技術にも迅速に対応しなければなりません。特に、AIに関連する発明をどのように保護していくかが世界的な課題となっています。特許庁では、AI関連発明の審査の透明性と予見性を高めるため、審査ガイドラインにAI関連発明に関する審査事例を数多く載せることを目指しています。また、他の主要国に比較して少ない職員数で業務を行う我が国の特許庁においては、業務へのAIの活用は必須です。「特許庁におけるAI技術の活用に向けたアクション・プラン」に従い、審査支援ツールとしてのAIの活用手法について検討を進めます。

我が国をはじめ先進国の成熟市場では、新たな価値を創造することが求められています。その担い手として注目されているスタートアップ企業に対する支援にも本格的に取り組んでいます。昨年

7月には、知財やビジネスに関する複数の専門家によるチームをスタートアップに派遣して支援を行う知財アクセラレーションプログラムを開始しました。審査の面では、スタートアップ向けに二種類のメニューを用意しました。1つ目は権利化までの期間が通常の約1/6になるスーパー早期審査の要件を、スタートアップ向けに緩和したことです。これによって、スタートアップが超特急で特許権を取得できるようになりました。2つ目は審査の着手前に審査官が出願人側の方と面接を行う機会を設けるとともに早期審査のスピードで審査を行う面接活用早期審査を開始したことです。これにより、スタートアップが自らのビジネスに適した特許権を早期に取得することが可能になりました。今後も、イノベーションの担い手であるスタートアップをサポートすることを通じて、産業の活性化につなげていきます。

イノベーションの担い手としては、大学も注目されます。昨年、本庶佑博士ががんの免疫治療法の研究によりノーベル医学・生理学賞を受賞されました。このような世界に誇る研究について、特許による保護が十分に行われるよう支援を行うことも重要です。昨年6月には、新規性喪失の例外期間が6ヵ月から12ヵ月に延長され、大学で生まれた発明について、特許による保護が受け易くなりました。今後も、大学で生まれた発明が適切に保護されるよう、必要な対応を検討します。

新興国や途上国における投資環境を整備し、成長の途上にある国において我が国の企業が行う経済活動を後押しすることも急務です。特許庁では、その一環として、新興国及び途上国における知財システムの整備を進めています。例えば、特許審査に本格的に取り組み始めた新興国に対して、我が国の審査官を研修の講師として派遣し、先行技術文献調査の進め方や我が国の審査基準の説明を行うなど、具体的な審査手法を指導しています。昨年は、インドで約100名の若手審査官

を対象とした研修を行った他、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブラジルにおいても、事例演習やサーチ演習などの実務指導を行いました。

新興国や途上国における知財インフラの整備だけでなく、実体審査における国際協力にも力を入れています。我が国が提唱し、2006年より開始した特許審査ハイウェイ(PPH)は、現在42の国・地域との間で実施しており、今年からはインドとの間で開始することに合意しています。また、2015年から米国との間で試行している日米協働調査に加え、昨年7月からは五大特許庁の間でPCT協働調査試行プログラムが開始されました。これらの取組を通じて、我が国のユーザーの海外における円滑な特許権取得を支援しています。

デザインの観点からも新たな取り組みを進めています。昨年5月に、「産業競争力とデザインを考える研究会」の報告書が取りまとめられ、その中から、二つの取り組みが始まりました。第一に、意匠制度の見直しです。画像デザインの保護の拡充や、特徴的な店舗やオフィス等の空間デザインの保護など広範な内容について検討をしています。第二にデザイン経営の推進です。デザイン経営とは、ユーザーを中心に考えることを通じて根本的な課題を発見し、これまでの発想にとらわれない、それでいて実現可能な解決策を、柔軟に反復・改善を繰り返しながら生み出すことです。まずは特許庁自身が、デザイナーによる思考を活用したプロジェクトをスタートし、行政サービスを見直して利便性の向上に努めているところです。

我が国の知的財産制度を取り巻く環境は急速に変化していますが、ユーザーの視点に立って、この大きな変化に対応をすべく、引き続き力を尽くしていきましょう。

最後に、皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。